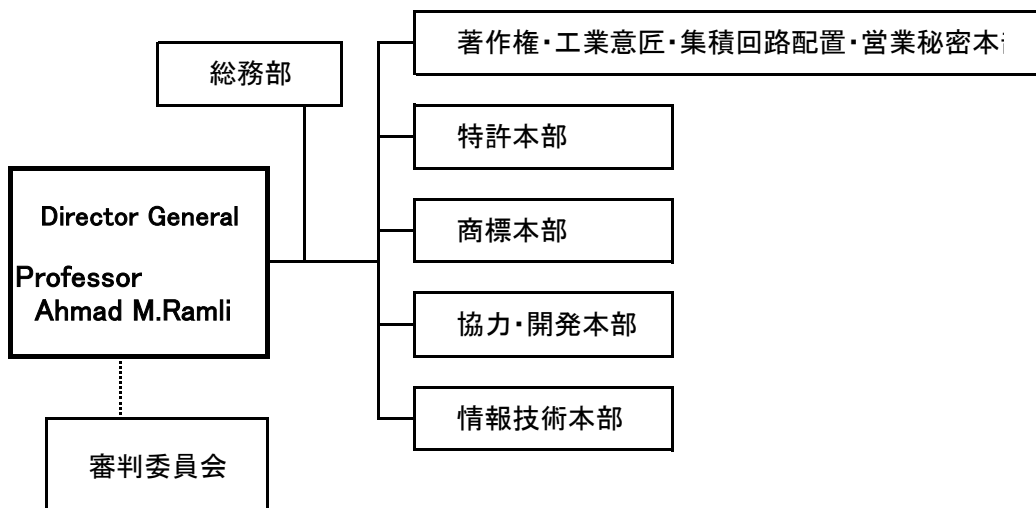


①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)					
②名称	Ministry of Law and Human Rights / Directorate General of Intellectual Property (DGIP)					
③所在地	Jl H.R. Rasuna Said Kav. 8-9 Jakarta Selatan 12940 , Indonesia					
④連絡先	(電話) (62 21) 5790 5609 (Central)		(FAX) (62 21) 2902 7326 (Sec)			
	(62 21) 2902 7326 (DG)					
	(62 21) 2902 7326 (Sec)					
	(E-mail) kerjasama@dgip.go.id		(internet) www.dgip.go.id			
⑤組織の長	Director General :					
	Mr. Freddy Harris					
⑥沿革	<p>(1)工業所有権法としては、初めに商標制度が1961年11月1日に制定された。</p> <p>(2)特許制度は、1953年11月に発効した暫定特許規則により、将来特許法が制定された際に優先的に審査を受けることができるように出願だけが認められてきた。そして、1991年8月1日に新特許法が施行された。実用新案制度は、簡易特許(Petty Patent)として特許法の中に規定されている。</p> <p>(3)特許法は、1997年の法律第13号及び2001年の法律第14号により改正され、2001年8月1日に施行された。</p> <p>(4)意匠法に関する法律は、2000年の法律第31号により制定され、2000年12月20日に施行された。</p> <p>(5)商標法に関する1992年の法律第19号は、1997年の法律第14号及び2001年の法律第14号により改正され、2001年8月1日に施行された。</p>					
⑦所管	特許権、小特許(Simple Patent)、意匠法、商標法、地理的表示、著作権法					
⑩加盟条約	WIPO	ベルヌ	ブリュッセル	フィルム登録	マドリッド(原産地表示)	
	1979/12/18	1997/9/5				
	ナイロビ(オリンピック)	パリ	PLT	レコード保護	ローマ	
		1950/12/24				
	ロカルノ	TLT	ワシントン	WCT(著作権)	WPPT(演奏及びレコード)	
		1997/9/5		2002/3/6	2005/2/15	
	ブタペスト	ヘーグ				リスボン
		ロンドンアクト	ヘーグアクト	ジュネーブアクト		
		脱退(2009/6/3)				
	マドリッド(標章)	マドプロ	PCT	ロカルノ	ニース	
	2018/1/2	1997/9/5				
ストラスブール	ウィーン	WTO				
		1995/1/1				

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)					
①統計データ	出願件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数	9,303	9,754	11,481	8,160
		(内 外国出願)	7,032	8,347	8,388	6,851
		(内 日本から)	2,407	2,592	2,532	2,318
		(内 PCTルート)	6,186	7,127	7,440	6,130
	簡易特許	全数	292	1,545	2,558	2,311
		(内 外国出願)	31	113	85	95
	意匠	全数	3,641	3,799	2,668	3,520
		(内 外国出願)	1,322	1,367	870	1,220
		(内 日本から)	476	343	279	264
	商標	全数	68,105	74,730	62,041	101,048
		(内 外国出願)	16,187	18,147	22,870	24,542
		(内 日本から)	2,122	1,981	2,344	2,556
	登録件数		2017年	2018年	2019年	2020年
	特許	全数		6,374	10,514	7,981
		(内 外国出願)		5,853	9,818	7,340
		(内 日本から)		2,196	3,845	2,758
		(内 PCTルート)		5,240	8,893	6,527
	簡易特許	全数	103	331	687	655
		(内 外国出願)	24	56	80	78
意匠	全数		3,300	4,109	1,031	
	(内 外国出願)		1,345	1,804	377	
	(内 日本から)		500	500	119	
商標	全数		31,090	31,733	183,566	
	(内 外国出願)		11,810	14,845	55,086	
	(内 日本から)		1,669	1,784	6,785	
(出典): WIPO IP Statistics						

⑫ 組 織

<組織図> GDIPRはDepartment of Justice and Human Rights (法務及び人権省)の下部組織である。



①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
特許制度	②最新特許法の施行年月日	2001年8月1日施行(2001年法律第14号)
	③地理的効力の範囲	インドネシア国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	発明者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドネシアに住所又は居所を有していない出願人は、インドネシア在住の知的財産権コンサルタントを代理人として選任しなければならない。 (特許法第26条)
	⑦出願言語	インドネシア語。(明細書が英語で記載されているときは、当該明細書はインドネシア語に翻訳して出願日から30日以内に提出しなければならない) (特許法第2条)
	⑧特許権の存続期間及び起算日	出願日から20年。特許期間の開始日と満了日は公告される。 (特許法第8条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第3条)
	⑩グレースピリオド	有。次の3つのケースが規定されている。 (1) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6月 (2) 研究開発の目的のために試験の枠内でのインドネシア国内における当該発明の使用日から6月 (3) 発明についての守秘義務違反により当該発明が公表されたときの公表日から12月 (特許法第4条)
	⑪非特許対象	(1) その公表及び使用又は実施が、法律、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は製品 (2) 微生物を除くすべての生物 (3) 植物又は動物の生産に必要な必須の生物学的方法(非生物学的方法又は微生物学的方法を除く) (4) 人間及び/又は動物に対する検査、処置、治療及び/又は手術の方法 (5) 科学及び数学の分野における理論及び方法 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。DGIPRでは、パリ条約による優先権主張をともなう出願については対応外国出願に関する情報を出願人に要求することができる(特許法28条)。DGIPRでは、この出願人から提供される情報をもとに審査を行ない、審査の迅速化を図っている。 (特許法第50条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日又は優先日から36ヶ月以内 (特許法第48条、同法第49条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。制度としてはないが、出願人の請求により公開を早期に行うことができ、その結果として実体審査を早めることができる。(審査の結果を出すまでの期間が決められている) (特許法第42条(3))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日又は優先日から18ヶ月経過後に公開される。(公開の期間は6月) (特許法第42条(1)、(2))
	⑯異議申立制度の有無	有。公開日から6ヶ月間、何人も当該出願に対して意見及び/又は異議の申立を行うことができる。 (特許法第45条)
	⑰無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (特許法第91条)
	⑱実施義務	特許付与日から36月。この36月以上の不実施は、強制実施権付与の対象となる。 (特許法第75条)
	⑲費用 単位 IDR (インドネシア・ルピア)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 1,500,000 IDR 75,000 IDR(10超の各クレームにつき) 審査請求料 3,000,000 IDR(営利企業)

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)		
		[特許権維持に掛かる費用] 年金 <基本料金> <追加料金> 1年-3年次 1,000,000 IDR(各年) 75,000 IDR(各クレームにつき、毎年) 4年-5年次 1,250,000 IDR(各年) 100,000 IDR(各クレームにつき、毎年) 6年次 1,750,000 IDR 175,000 IDR(各クレームにつき) 7年-8年次 2,250,000 IDR(各年) 225,000 IDR(各クレームにつき、毎年) 9年次 3,000,000 IDR 300,000 IDR(各クレームにつき) 10年次 4,000,000 IDR 300,000 IDR(各クレームにつき) 11年-20年次 6,500,000 IDR(各年) 500,000 IDR(各クレームにつき、毎年)	
	②①料金減免措置の有無	有。 小企業、個人、教育機関、政府の研究開発については上記の料金から減額される。	
	②①PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。	
		(This section contains multiple empty rows for additional information.)	

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
実用新案制度	②最新実用新案の施行年月日	2001年8月1日施行(2001年法律第14号) (小特許(Petty Patent)として特許法の中に規定されている)
	③地理的効力の範囲	インドネシア国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	考案者及び承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドネシアに住所又は居所を有していない出願人は、インドネシア在住の知的財産権コンサルタントを代理人として選任しなければならない。 (特許法第26条)
	⑦出願言語	インドネシア語。(明細書が英語で記載されているときは、当該明細書はインドネシア語に翻訳して出願日から30日以内に提出しなければならない) (特許法第2条)
	⑧実用新案権の存続期間及び起算日	出願日から10年。 (特許法第9条)
	⑨新規性の判断基準	内外国公知、内外国刊行物。 (特許法第3条)
	⑩グレースピリオド	有。次の3つのケースが規定されている。 (1) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6ヶ月 (2) 研究開発の目的のために試験の枠内でのインドネシア国内における当該発明の使用日から6ヶ月 (3) 発明のついで守秘義務違反により当該発明が公表されたときの公表日から12ヶ月 (特許法第4条)
	⑪不登録対象	(1) その公表及び使用又は実施が、法律、宗教規範、公共の秩序又は道徳に反する方法又は製品 (2) 微生物を除くすべての生物 (3) 植物又は動物の生産に必要な必須の生物学的方法(非生物学的方法又は微生物学的方法を除く) (4) 人間及び/又は動物に対する検査、処置、治療及び/又は手術の方法 (5) 科学及び数学の分野における理論及び方法 (特許法第7条)
	⑫実体審査の有無及び審査事項	有。 (特許法第50条)
	⑬審査請求制度の有無	有。出願日又は優先日から遅くとも6ヶ月以内に実体審査の請求を行う (特許法第48条、同法第49条)
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。制度としてはないが、出願人の請求により公開を早期に行うことができ、その結果として実体審査を早めることができる。(審査の結果を出すまでの期間が決められている) (特許法第42条(3))
	⑮出願公開制度の有無	有。出願日から3ヶ月経過後に公開される。(公開の期間は3ヶ月) (特許法第42条(1)、(2))
	⑯異議申立制度	有。公開日から3ヶ月以内に、何人も当該出願に対して意見及び/又は異議の申立をすることができる。(付与前) (特許法第45条)
	⑰無効審判制度の有無	無 無効は、裁判所への手続きによる。(特許法第91条、第104条)
	⑱実施義務	特許付与日から36月。この36月以上の不実施は、強制実施権付与の対象となる。 (特許法第75条)
	⑲費用 単位 IDR (インドネシア・ルピア)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 125,000 IDR 優先権主張料 審査請求料 350,000 IDR 登録料

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
		[実用新案権の維持に掛かる費用]
		年金
		1年-4年次 550,000 IDR(各年)
		5年次 1,100,000 IDR
		6年次 1,650,000 IDR
		7年次 2,200,000 IDR
		8年次 2,750,000 IDR
		9年次 3,300,000 IDR
		10年次 3,850,000 IDR
	⑪PCTにおける国内料金減額措置の有無	無。

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
意匠制度	②最新意匠法の施行年月日	2000年12月20日施行(2000年法律第31号)
	③地理的効力の範囲	インドネシア国内のみ。
	④他国制度との関係	無。
	⑤出願人資格	創作者又は承継人(自然人、法人)。
	⑥現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。インドネシアに住所又は居所を有していない出願人は、インドネシア在住の知的財産権コンサルタントを代理人として選任しなければならない。 (産業意匠法第14条)
	⑦出願言語	インドネシア語。(産業意匠法第11条)
	⑧意匠権の存続期間及び起算日	登録日とみなされる出願日から10年。(保護の開始日は後方に記録される) (産業意匠法第5条)
	⑨新規性判断の基準	内外国公知、内外国刊行物。 (産業意匠法第2条(3))
	⑩グレースピリオド	有。次の2つのケースが規定されている。 (1) 公のまたは公認の内外国における博覧会における展示日から6ヶ月 (2) 教育、研究、開発の目的で創作者によって試験的に国内で使用した日から6ヶ月 (産業意匠法第3条)
	⑪不登録対象	公共の秩序、宗教又は道徳に反する意匠。 (産業意匠法第4条)
	⑫実体審査の有無	有。異議申立があった場合に行われる。 (産業意匠法第26条(5))
	⑬審査請求制度の有無	無。
	⑭優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	⑮部分意匠制度の有無	有。部分意匠の保護に関する規定は特にないが、実務上は実線と破線により識別する形で出願された意匠を受理し、登録している。
	⑯関連意匠制度の有無	無。
	⑰「組物」の意匠制度の有無	有。
	⑱意匠分類	国際分類(ロカルノ分類)を採用している。(ロカルノ条約には未加盟)
	⑲異議申立制度	
	⑲出願公開制度の有無	無。出願公開制度ではないが、出願は方式要件の審査において方式要件をを満たしていると3週間公告(公開)され、公衆の閲覧に供される。この公開は、公開開始日から3週間受けられる「異議申立」のための出願の公開である。(意匠法には補償金請求権の規定は見当たらない) (産業意匠法第25条、第26条)
	⑳秘密意匠制度の有無	無。
	㉑異議申立制度の有無	有。何人も公開開始日から3月以内に異議申立を行うことができる。 (産業意匠法第26条(1)、(2))
	㉒無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (産業意匠法第38条)
	㉓登録表示義務	無。

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)		
②④費用 単位 IDR (インドネシア ・ルピア)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 優先権主張料 審査請求料 登録料 [意匠権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料	<小企業以外>	<小企業>
		600,000 IDR	300,000 IDR
	②⑤料金減免措置 の有無	有。出願料、意匠権の移転の登録料、及び意匠出願人の氏名及び住所の変更の請求料については、小企業は小企業以外より低額に設定されている。また、意匠の取消請求については、小企業以外の200,000IDRに対して無料(Free)となっている。	
		[Blank space for additional information]	

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
商標制度	②最新商標法の施行年月日	2001年8月1日施行(2001年法律第15号)
	③地理的効力の範囲	インドネシア国内のみ
	④他国制度との関係	無。
	⑤商標法の保護対象	商標、サービスマーク、団体商標、地理的表示、原産地表示
	⑥商標の種類	文字商標、図形商標、記号商標、結合商標、色彩商標
	⑦出願人資格	標章を使用する者(自然人、法人)
	⑧権利付与の原則	先願主義。 (商標法第18条)
	⑨本国登録要件	
	⑩現地代理人の必要性及び代理人の資格	要。海外に住所又は居所を有する出願人は、インドネシアに居住する知的財産権コンサルタントの代理人を選任しなければならない。 (商標法第10条)
	⑪出願言語	インドネシア語 (商標法第7条)
	⑫商標権の存続期間及び起算日	出願日から10年。10年ごとに更新できる。 (商標法第28条)
	⑬グレースピリオド	無。
	⑭不登録対象	(1) 現行法規、宗教又は道徳規範又は公序良俗に反する標章 (2) 識別性を有しない標章 (3) 既に公共財産となった標章 (4) 登録申請の対象となっている標章を構成するか、又は登録申請の対象となっている商品又は役務に関する標章 (5) 国家又は国内若しくは国際の機関の名称若しくは略称、旗、紋章、象徴若しくは記章を模倣するか又はそれと類似する標章(権利者から合意を得た場合を除く) (6) 国家又は政府機関によって使用される署名、印章若しくは刻印を模倣するか、又はそれと類似する標章(権利者から合意を得た場合を除く) (商標法第4条、第5条、第6条)
	⑮防護標章制度の有無	無。
	⑯周知商標制度の有無	無。
	⑰一出願多区分制度の有無	有。但し今現在は、規則が未施行のため、一区分の出願しか受理されていない。
	⑱実体審査の有無及び審査事項	有。 (商標法第18条、同法第19条)
	⑲審査請求制度の有無	無。
	⑳優先審査制度・早期審査制度の有無	無。
	㉑出願公開制度の有無	無。出願公開制度はないが、出願日から10日以内に公報にて公告(公開)され、公告は3ヶ月間行われる。 (商標法第21条)
	㉒異議申立制度の有無	有。何人も公告日から3月以内に異議を申立てることができる。 (商標法第24条)
	㉓無効審判制度の有無	無。無効審判制度はないが、無効は裁判所に提訴することができる。 (商標法第69条、第70条)
	㉔不使用取消制度の有無	有。登録の日又は最後に使用してから継続して3年。この3年以上、商標が不使用のときは、商標取消の対象となる。 (商標法第61条)
	㉕商標分類	国際分類(ニース分類)を採用している。(ニース協定には未加盟)

①国名	Republic of Indonesia (ID) (インドネシア共和国)	
	②⑥図形要素の分類	無。
	②⑦譲渡要件	無。商標権の譲渡は、営業の譲渡とは関係なく行える。 (商標法第40条)
	②⑧費用 単位 IDR (インドネシア ・ルピア)	[出願から登録までに掛かる費用] 出願料 450,000 IDR [商標権の維持に掛かる費用] 存続期間更新料 600,000 IDR
	②⑨料金減免措置の有無	無。